

別表十（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第66条の13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期所得基準額10」の欄は、当該法人が通算

法人である場合（当該事業年度が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限ります。）には「((2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(9))又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(六)付表二「10」)」を消します。